

依リテ土地收用ヲ許スヘキ範囲ヲ明確ニスルト共ニ一面ニ於テハ鐵道用地ニ於ケルカ如ク地租ノ免除ヲ得ントスルニ在リ

## 四 左ノ一條ヲ追加スルコト

電氣事業者電氣事業用地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキハ本法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ケノ外土地收用法ニ依リ其土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

## 五 左ノ一條ヲ追加スルコト

電氣事業者土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

(理由) 土地收用ノ事タル私有財產制度ノ基本タル所有權ニ對スル打擊ニシテ固ヨリ容易ニ許スヘカラスト雖モ既ニ公益事業トシテ必要ノ場合ニ土地ノ收用ヲ許スヘキモノトスル以上其必要ナル土地ノ區域ト其ノ收用又ハ使用ノ時期及期間ニ付テハ比較的簡單ナル手續ヲ定ムルノ要アリ只損失ノ補償ノ如キハ最モ公平ナ期スヘク所有者ニ些ノ怨嗟アラシムヘカラサルカ故ニ之ヲ本則ニ從ヒテ處理セシムルヲ可トス故ニ此ノ趣旨ニ則リ都市計畫法第二十條ノ例ニ倣ラヒ此ノ規定ヲ設ケントスルモノナリ

以上の陳情には隨分無理がある。道路上に電柱を建設する場合に電柱は道路の同一側に建設し、對側に路上建設物あるときは五間以上錯立せしむること、爲つて居る。現在方針を緩和せよと言ふのであるが、現在道路上に於ける電柱建設の

状況を觀てから緩和するのが適當なるや否やを判断して貰いたいものである。無難作、無方針の下に建柱せられた爲に、現在の道路は建柱用地に任せられて居るものと思はるゝものが渺くない。電柱がなかつたならば自動車が通行することが出来ると思はるゝ道路が、此狭い東京にだけでも幾らある

と思つて居るのか判らない。元來電氣事業者は當然道路には建柱することが出来るものと心得て居るのが間違であつて、地勢の關係其の他已むを得ない場合に於てのみ道路上の建柱を許すのである。道路は交通の用に供さるゝものと言ふ感念を以て建柱方針を定むるのが當然である。吾人は此見易きことを忘れて本建議をするが如きは電氣協會の爲に惜むのである。電氣事業法の改正にしても特定の電氣事業者に電力を供給する所謂自家用電氣事業を、一般に電力を供給する所謂公共事業と同様に取扱つて、公共事業なるが爲に附與せられた權力行使の特權を得やうとするのであつて、之も亦蟲の可い陳情で當局が採用しないことは信じて疑はない。(た)

## ◎交通機關從業員講習會開催の陳情

帝國鐵道協會と電氣協會が合同して交通機關の一般的概念を國民に與ふる爲講習會を開催して吳れとの陳情を内務大臣

に提出した、一應は適當なことゝ思はれるのであるが、建議理由に謂ふ所の一朝不豫の變事とは、曩年大阪市で起つた電車乗務員の同盟罷業等を指すのであらうが、勞働問題を抑制する爲に資本家の採るべき手段に備へる爲のやうにも考へられるので、之が採否は大に考慮すべき問題である。(た)

## 建議

交通機關の一般的概念を國民に與ふる爲め適當なる短期講習を實施せられたきこと

理由

電車、汽車等ノ如キ交通機關カ社會生活上須臾モ缺クヘカラサルコトハ今更メテ絮説ヲ要セサルヘシ斯ノ如キ必須ノ機關カ一朝不豫ノ變事ニ際會シテ其機能ヲ停止セムカ其影響スルトヨロ質ニ大ナリト云フヘシ然レモ其ノ停止ノ原因カ機能ノ根本的破壞ニ非サル限リハ能ク人力ヲ以テ之カ回復ヲ期スルノ途ナキニアラザルヘシ

右謹而建議候

大正十四年三月二十日

會長　帝國鐵道協會  
副會長　工學博士 渡邊嘉一  
社團法人 電氣協會

內務大臣　若槻禮次郎殿  
會長　理事　松永安左衛門

## ◎福井縣に於ける道路保護政策

道路の維持を完全ならしむることの必要なことは、誰でも知つて居ることであるが、これを如何なる方法に依つて執行するかは六ヶ敷問題である。之が爲には道路管理者が修路工門ノ學術ヲ修ムルノ必要ナク唯タ一般的技術ヲ習得ヲ以テ足ルヘシ是故ニ吾人ハ之等交通機關ニ關スル普通ノ知識ト技能トヲ廣く國民ニ普通セシメンカ爲メニ短期間ノ講習ヲ實施スルハ現時我邦ニ於テ最大ノ急務ナリト信ス而シテ一般國民ニ斯ル教養アルトキハ一朝非

當時ニ際會シテ狼狽周章スルヲ要セザルノミナラス亦國家社會ノ蒙ルヘキ損害ヲ減少シ得ヘキ一方便タルヲ疑ハサルナリ  
行ヒ得ヘク講習實施ノ結果ハ單ニ國家社會ノ非常時ニ備ヘ得ルノミナラス一面文化ノ基礎タル科學知識ヲ普及セシムルノ一助トモナリ世運ノ進展ニ資スル所亦大ナルモノアルヘシ是故ニ吾人ハ斯ノ如キ國家重大ノ急務ヲ一日モ忽ニセラル、事ナク速力ニ吾人ノ希望ヲ實現セラレンコトヲ希フテ止マサル所ナリ